

# Weekly Report

第392号  
平成29年1月16日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 医療費控除に関するQ&A

医療費控除は、本人または生計を一にする親族のために支払った医療費（保険金などを差し引く）が10万円（所得200万円未満の方は所得の5%）を超える場合、超えた金額を所得控除できる制度です。

### ◆Q&A

Q. 対象となる医療費は？

A. 医師等による治療費、入院した際の部屋代や食事代、交通機関を利用した通院費（自家用車でのガソリン代等は対象外）、風邪等を治すために購入した医薬品の代金など、診療や治療に直接必要な費用が対象となります。

Q. 共働き夫婦で夫が妻の医療費を負担した場合は？

A. 生計を一にしている場合は、医療費を実際に支払った夫の医療費控除の対象となります。

Q. 健康診断や人間ドックの費用は？

A. 治療を行うものではないため対象外です。ただし、診断で発見された疾病を治療する場合は、治療費だけでなく健康診断等の費用も対象となります。

Q. 保険適用外の自由診療は対象外？

A. 保険適用は関係なく治療目的であれば対象です。例えば、インプラント（人口歯根）などは対象になります。ただし、美容目的で行うものは対象外です。

Q. 治療費をクレジットカードで支払った場合は？

A. 病院等へ支払いを行った年の控除の対象となります。なお、金利及び手数料相当分は医療費控除の対象になりません。

Q. 治療中に年が変わる場合は？

A. それぞれの年に実際に支払った医療費が各年分の医療費控除の対象となります。

## 下請法運用基準や下請振興基準の改正等

公取委と中企庁は、下請企業の取引条件の改善に向けて関係法令を改正し、運用強化を行います。

下請法運用基準の改正では、違反行為事例を66事例から141事例へ大幅に追加し、下請振興法に基づく振興基準の改正では、\*親事業者は取引対価の見直し要請があった場合に人手不足などで労務費が上昇した影響を反映するよう協議する、\*親事業者の都合で金型などの保管を求める場合は費用を親が負担する、などを決めました。

また、下請代金の支払について、\*できる限り現金とする、\*手形等の場合は割引料を下請に負担させないように協議する、\*手形サイトは将来的に60日以内とするよう努める、としました。

## 1月の給与計算を開始する前に

平成28年分の「源泉徴収票」を各人に交付。29年分「扶養控除等（異動）申告書」を全社員（雇用期間が2ヵ月以内の者を除く）から受理し、扶養親族等を確認のうえ源泉徴収簿（賃金台帳）に適用区分や扶養親族の人数などを転記します。

なお、給与所得控除の上限引下げにより、源泉徴収税額表の社会保険料等控除後の給与が83万3千円以上の方は増税になるので注意して下さい。

★納期の特例を受けている企業の源泉所得税（7月～12月分）の納期期限は1月20日（金）です。